

沖福共済第107号
平成27年3月27日

共済会各加入代表者（契約者） 殿

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会
理事長 山内良章
<公印省略>

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会資産運用指針
の一部変更の同意書について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本会事業の運営に関しまして、格別の配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会は加入契約者（雇用主）・加入者（従事職員）の掛金とその資産の運用収益によって退職金給付、慶弔見舞金の給付および福利厚生事業を実施しています。

資産の運用は金融商品取引法により資産運用に関する基本方針の基に資産運用配分割合を明確に規定（国内債券72%、国内株式11.5%、外国債券11.5%、短期資産5%）した資産運用指針を策定し、平成21年から資産運用管理を信託銀行へ委託しています。

資産運用指針を策定した平成21年は100年に一度の経済危機と言われたリーマンショック後の先の見えない世界的な景気後退の中、国内外の大幅な債券及び株式の下落の続いた厳しい資産運用環境の中での実施でした。

その後、各国における景気浮揚策及び近年の為替の円安により緩やかに景気は回復し株価や外国債券は大幅に改善されるとともに経済状況及び資産運用環境も大きく変化しました。また、資産運用指針の策定から数年が経過し見直しの時期になっています。

その様な中で運用資産の大半を占める国内債券金利は市場最低の0.3%の低金利が続いています。特に世界一の債務国の我国は長期的に国内債券の低金利が続くと予想されています。

現在の資産運用指針は運用目標収益率2.2%に設定していますが、国内債券金利の大幅な低下により中・長期的に運用目標収益率の確保は困難になっています。

今後、共済事業を継続的、安定的に推進するためには現在の資産運用指針の運用配分科目別の割合を見直すとともに収益率の高い外国株式を必要最小限取入れた科目を新設し、資産運用指針の資産配分を次のように改正したいと考えます。

<現在の資産運用配分割合>

| (対象資産) | (中心値) | (変更許容幅) |
|--------|-------|---------------|
| 国内債券 | 72.0% | 67.0% ~ 77.0% |
| 国内株式 | 11.5% | 6.5% ~ 16.5% |
| 外国債券 | 11.5% | 6.5% ~ 16.5% |
| 短期資産 | 5.0% | 2.0% ~ 8.0% |

を

<改正後の資産運用配分割合>

| (対象資産) | (中心値) | (変更許容幅) |
|--------|-------|---------------|
| 国内債券 | 68.0% | 63.0% ~ 73.0% |
| 国内株式 | 10.0% | 5.0% ~ 15.0% |
| 外国債券 | 10.0% | 5.0% ~ 15.0% |
| 外国株式 | 7.0% | 2.0% ~ 12.0% |
| 短期資産 | 5.0% | 2.0% ~ 8.0% |

に改める。

この改正は平成26年度第2回理事会並びに平成26年度第1回臨時評議員会で全会一致により承認されました。

なお、資産運用指針の変更は共済事業規程第32条第3項により各加入団体代表者（契約者）の4分の3以上の同意が必要になっています。お手をかけますが別紙「一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会資産運用指針の一部変更の同意書」に署名・押印の上、同封の返信用封筒で平成27年4月30日（木）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお、疑問や不明な点がありましたら下記担当に問い合わせ下さい。

記

- 1 新・旧一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会資産運用指針 別添
- 2 沖縄県社会福祉事業共済会資産運用に関する基本方針 別添
- 3 問合せ先

一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会 担当：宮城・津波古・呉屋
住 所 〒903-0804

那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL：098-885-2821

FAX：098-885-2822